

日本労働年鑑 第59集 1989年版
The Labour Year Book of Japan 1989

特集 日本における外国人労働者問題

2 外国人労働者の受入れ問題をめぐる政・労・使の対応

現在の日本において、政府、業界、労働組合にしても、日本が国際社会で孤立することなく諸外国との種々の摩擦を回避していくためにも、ある程度の「ヒトの自由化」、したがって外国人労働者の受け入れ緩和は必至であるという点ではほぼ一致していると思われる

その背景には、これまでにみえてきたような日本の国内労働市場の「なしくずし的」開放状態がある。一方における現行法の拡大解釈による「正規」の外国人労働者の場合には、在留資格とのからみで企業にたいする採用許可基準があいまいなために手続きが複雑で時間がかかりすぎるといった問題を生じ、他方、現行法を回避して在留する「不法就労」外国人労働者の場合には、国内にヤミ労働市場が形成され、ブローカーの介入やその他の社会的にも放置することができない多くの問題を生み出しており、なんらかの対応を迫られているという現実がある。

1 政府の対応策

以上のような外国人労働者の増加にともない、法務省をはじめとして政府およびマスコミなどでも、外国人労働者を受け入れるのかどうか、受け入れるとすれば、その範囲や体制はどうあるべきかが問題とされるにいたった。

(1) 法務省等の対応

八六年八月三十一日、じゃぱゆきさん問題を検討するための日比両国の協議がマニラで開かれている。この席上、フィリピン側から、被害者救済のための日本の警察の協力、日本でのフィリピン人の雇用機会の増大などの要求がだされ、日本側は「持ち帰り検討する」と回答している。

この問題でたえず先行的な役割をはたしてきているのが、外国人の出入国管理業務を直接になっている法務省である。八六年一二月六日、法務省は、二年後の立法化をめざして、「雇用者に対する営業停止など罰則を盛り込んだ特別法『外国人労働者雇用者事業法案』（仮称）」の立法化の検討に入った。

八七年二月には、プロジェクト・チームの提言をまとめている。そのおもな内容は、外国人単純労働者の導入は、「日本への定住を避けるため在留期間は三年程度にかぎる、単身の“出稼ぎ”を原則として、家族の入国は認めない」というものであった。

同六月二十九日、法務省の外郭団体として財団法人「入管協会」が発足している。その目的は、「外国人労働者の雇用を希望する企業に入国・在留手続きなど行政上の知識を普及するとともに、企業間で外国人雇用に関する情報交換をする」ことにある。

同一一月九日には、外務省も領事移住部に「外国人課」を新設して、「外国人」の就労問題などの総合的な検討に着手する方針を固めている。

日本労働年鑑 第59集

発行 1989年6月26日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第59集【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
